

弁済業務保証金分担金納付に係る届出について

1 弁済業務保証金分担金納付に係る届出について

旅行業協会の保証社員（正会員）である旅行業者は、「2 弁済業務保証金分担金納付に係る届出が必要なとき」に該当することとなったとき、弁済業務保証金分担金を納付し、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません。

この届出は、**届出書に納付書の写し**を添付して千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

なお、納付に係る詳細は、加入（しよう）している旅行業協会にお問い合わせください。

2 弁済業務保証金分担金納付に係る届出が必要なとき

	該当事項 納付期限	根拠法令 (旅行業法)
(1)	旅行業協会に加入したとき 加入日	第49条第1項
(2)	一般社団法人を旅行業協会に指定したとき（指定時に当該法人の社員であったとき） 弁済業務開始の日の1か月前の日まで	
(3)	毎事業年度終了後において、その弁済業務保証金分担金の額が増加したとき 毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内	第49条第2項
(4)	変更登録を受けた場合において、その弁済業務保証金分担金の額が増加したとき 変更登録を受けた日から14日以内	
(5)	弁済業務規約の変更により弁済業務賞金分担金の額が増額されたとき 弁済業務規約による	第49条第3項
(6)	弁済業務保証金分担金の還付があったとき 通知を受けた日から7日以内	第50条第2項

注1：(1) から (6) までのいずれも、届出に係る期限については、法令の規定はありませんが、それぞれの納付期限までに届出書を提出してください。

また、納付期限までに納付をしないときは、旅行業協会の社員の地位を失います。

注2：届出に係る根拠規定は旅行業協会弁済業務規約第8条になります。

3 旅行業者代理業者について

旅行業者代理業者には、弁済業務保証金分担金の納付義務はありません。

4 届出において使用する様式について

「2（6）」を除く届出には弁済業務保証金分担金納付届出書を、「2（6）」の届出には還付充当金納付届出書を使用してください。